

## 仕様書

### 1 業務名

戦略的広域観光振興事業委託

### 2 履行場所

飯塚市 外 地内

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

### 4 業務の目的

本業務は、飯塚市、嘉麻市及び桂川町（以下、2市1町という。）が締結した定住自立圏形成協定の内容を踏まえ、嘉飯圏域定住自立圏（以下、圏域という。）として目指すべき将来像の実現に向けた具体的取組として、2市1町と受託者が連携し、圏域の魅力を、SNSを軸とした広報によりわかりやすく、かつ効果的に国内外の観光者・観光事業者等へ伝えることで、インバウンドの推進等、圏域外からの誘客促進に取組み、地域経済及び地域の活性化を目指すことを目的とする。

### 5 委託業務の内容

受託者は、業務の目的を達成するため、2市1町と連携して、以下の（1）から（3）の業務内容に取り組むものとする。

#### （1）2市1町広域観光 Instagram アカウントの構築及び情報発信業務

##### （ア）Instagram アカウントの構築

1. プロポーザルでの提案内容をもとに2市1町の担当課と協議を行いつつ、本事業の目的に沿ったコンセプトや運用方針を設計し、Instagram アカウントを作成すること。
2. アカウントの活性化に資する施策を行うこと。業務目標の達成に向けては、中長期的な観点から2市1町への興味・関心を高め、観光誘客の促進につながる効果的かつ効果的な施策を実施すること。

##### （イ）投稿コンテンツの制作及び投稿

1. 圏域の「観光ルート」「まち歩き・サイクリング」「特色のある店舗」「体験型観光コンテンツ」等を紹介する投稿を制作すること。
2. 投稿期間は2024年10月頃から2025年3月頃までの約6か月間とすること。
3. 投稿コンテンツは動画及び静止画の両方を制作すること。なお、動画は少なくとも年間10本以上制作することとし、1分以内のタテ型とすること。
4. フィード投稿は年48回以上とすること。なお、フィードだけでなく、ストーリー

ズやリールへの投稿も必要に応じて実施すること。

5. 必要に応じ、動画にはBGM、効果音、ナレーション、テロップ等を入れること。
6. 飲食店や文化施設・イベント情報等の発注者から提供する情報をはじめ、受託者においても地域の情報を収集し、2市1町の担当課と協議の上、投稿内容を決定すること。なお、投稿コンテンツは現地取材を最大限行うこととし、SNS発信に適した圏域の情報を収集できる体制を整えること。
7. 撮影場所、時間等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整及び撮影認可等の各種手続きは、受託者において行うこと。
8. 投稿制作者は企業・団体等の公式SNS等、業務としてライティング業務に携わった経験を有するものとする。
9. また、本業務において不適正と思われる投稿を行わないよう、投稿文面や写真等、複数人によるチェック体制を敷くこと。

#### (ウ) アカウント分析・ユーザーとのコミュニケーション

1. アカウントの状況（保存数、リーチ数、フォロワー数等）や投稿等について分析し、毎月2市1町の担当課に報告すること。また、翌月以降の投稿の参考となるよう発注者に助言すること。
2. アカウントに対するコメントを確認すること。なお、投稿に対するコメントへの対応は原則不要とするが、効果的な運用を実施する上ではこの限りではない。

#### (エ) 圏域外の情報紙への記事掲載業務

1. 圏域外の有料情報誌へ特集記事を8ページ以上掲載すること。併せて、掲載された店舗へ成果物（情報誌等）を配布すること。（成果物の配布にかかる経費はこの委託業務に含む）

#### (オ) その他、上記業務に付随する業務

1. 本業務に関する工程表を提出すること。
2. 本業務の実施に必要な行政上の各許認可の手続きを含む諸々の手続きについては、原則として受託者が行うものとする。その際に必要となる経費は委託料に含むこと。
3. 関連する圏域内事業者と密に関係を築き、地域一体となって事業の展開を行うこと。
4. 動画の作製に当たっては2市1町の担当課と密に連携し、進捗報告、協議等を適宜行うこと。

## (2) 広報ツール（リーフレット等）の作成・活用

- (ア) 本業務で構築するInstagramアカウントで紹介する観光ルート、体験型コンテンツ、並びに店舗の紹介等をはじめ、Instagramアカウントとの相乗効果が期待されるリー

フレット等の制作を行うこと。

(イ) リーフレットの制作については、多言語翻訳版（英語・繁体字・簡体字・韓国語の4種）を制作すること。なお、リーフレット等の仕様（紙質、ページ数、部数等）は、本業務を効果的に推進するものとする。

(3) 観光客受け入れに関する研修会及び事業推進のために必要な調査・研究

(ア) 関連する観光施設・事業者・案内人等に向けて、観光客受け入れに関する研修会を実施すること。

(イ) 観光客受け入れに関する研修会については、講師の選定、日時、開催場所等について2市1町の担当者と協議の上、開催内容について決定すること。

(ウ) 圏域内外からの旅行者、または国内外の旅行会社へのアンケート調査の実施、集計、分析を行い、報告書を作成すること。

## 6 打合せ及び議事録

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は打合せを行い、業務方針の確認、条件の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録することとし、記録は速やかに作成し、相互で確認したうえで、議事録として提出すること。

## 7 実績報告及び成果品

(1) 各事業終了後に実績報告書を作成し提出すること。

(2) 本業務においてPRのために作成した広報物等は、電子データ(CD-R等)を提出すること。

## 8 制作物等の著作権について

(1) 本業務における制作物の所有権及び著作権は、原則、2市1町に帰属することとする。

(2) 制作物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、手続きは受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

(3) 本業務のために撮影した動画及び写真、イラスト等はすべて2市1町に供与し、その利用、再編集は2市1町において自由に行うことができることとする。

## 9 支払方法

業務完了後、受託者からの正当な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

## 10 留意事項

(1) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを各市町に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

(2) 各市町は、本事業で納品された成果品を期限の際限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）

することができることとする。

- (3) 業務遂行に当たり、法令及び各市町の条例規則等を遵守し適切な成果があげられるように努め、発注者にとって最適な支援を行うこと。
- (4) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、発注者または第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。
- (5) Instagramの投稿コンテンツの作成におけるディレクションは、SNS情報発信代行業務及び映像制作業務の受託実績があり、2市1町についての知見があるディレクターが担当すること。  
(別途提出する「担当ディレクターの類似業務実績」に実績を記載し評価の一部とする。)

## 1 1 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、2市1町の担当課と事業内容を協議し、緊密な連携のもとに業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本仕様書に明記されていない細部の事項、又はこの契約について疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、定めるものとする。